

37 米 麦 価

年	政府買入価格		政府売渡価格	
	米 (玄米60kg当たり、円)	小麦 (玄麦正味60kg当たり、円)	米 (玄米60kg当たり、円)	小麦 (玄麦正味60kg当たり、円)
35	4,162(100.0)	2,149(100.0)	〈5.1〜〉 4,351(100.0)	2,004(100.0)
40	6,538(157.1)	2,713(126.2)	〈1.1〜〉 5,632(129.4)	1,956(97.6)
45	8,272(198.8)	3,431(159.7)	7,442(171.0)	1,915(95.6)
50	15,570(374.1)	6,129(285.2)	〈9.1〜〉 12,205(280.5)	〈8.1〜〉 2,561(127.8)
55	17,674(424.7)	10,704(498.1)	〈2.1〜〉 15,891(365.2)	〈2.1〜〉 3,622(180.7)
60	18,668(448.5)	10,704(498.1)	〈2.25〜〉 18,327(421.2)	〈2.1〜〉 3,622(180.7)
元	16,743(402.3)	9,597(446.6)	〈2.1〜〉 18,130(416.7) 〈4.1〜〉 18,396(422.8)	〈4.1〜〉 3,432(171.3)
2				
3	16,392(393.8)	9,110(423.9)	〈2.1〜〉 18,203(418.4)	〈2.1〜〉 3,078(153.6)
4	”	”	〈2.1〜〉 18,123(416.5)	〈2.1〜〉 2,967(148.1)
5	”	”	〈2.1〜〉 18,123(416.5) 〈12.20〜〉 18,123(416.5)	〈2.1〜〉 2,967(148.1) 〈12.20〜〉 2,662(132.8)
6	16,392(393.8)	9,110(423.9)	〈12.20〜〉 18,123(416.5)	〈12.20〜〉 2,662(132.8)
7	”	”	〈2.1〜〉 18,123(416.5)	〈2.1〜〉 2,516(125.5)
8	”	”	〈2.1〜〉 18,123(416.5)	〈2.1〜〉 2,463(122.9)
9	16,217(389.6)	9,023(419.9)	〈4.1〜〉 18,101(416.0)	〈4.1〜〉 2,511(125.3)
10	15,805(379.7)	8,958(416.8)	〈1.1〜〉 17,831(409.8) 〈12.1〜〉 17,646(405.6)	〈4.1〜〉 2,511(125.3)
11	15,528(373.1)	8,893(413.8)	〈12.1〜〉 17,646(405.6)	〈2.1〜〉 2,430(121.3)
12	15,104(362.9)	8,824(410.6)	〈1.1〜〉 17,363(399.1)	〈2.1〜〉 2,308(115.2)
13	14,708(353.4)	8,693(404.5)	〈1.1〜〉 17,165(394.5)	〈2.1〜〉 2,308(115.2)
14	14,295(343.5)	”	〈1.1〜〉 16,959(389.8)	〈2.1〜〉 2,308(115.2)
15	13,820(332.1)	8,552(398.0)	〈1.1〜〉 16,721(384.3)	〈2.1〜〉 2,308(115.2)
16	—	8,306(386.5)	〈1.1〜3.31〉 16,721(384.3)	〈2.1〜〉 2,296(114.6)

注) 1 政府買入価格のうち米は、52年産まではうち1〜4等平均、53年産はうち1・2等平均、54年産からはうち1〜  
 なお、16年産米からは入札を基本とした方式となったため、価格を定めていない。小麦は、2類2等(42年産以前は  
 2 政府売渡価格のうち米は、52年まではうち1〜4等平均、53年はうち1・2等平均、54年以降はうち1〜5類  
 した方式となったため、価格を定めてない。小麦は2類2等(42年以前は旧3等)、58年8月から62年7月までは1等、  
 米は4月1日の時点の、小麦は7月1日時点の価格である。  
 3 消費者米価は、35年は内地精米の、40年は普通米の、45年は内地米の、いずれも乙地の価格であり、50年からは標  
 準価格米の基準となる小売指導価格の上限となる額で、〈 〉内は消費者米価の改定が実施された月日であり、〈 〉  
 の小売指導価格は廃止された。  
 標準価格米制度から、指定標準米制度に移行し、これまでの小売指導価格は廃止された。  
 4 元年以降の米麦の政府買入価格については、課税農家に対し、政府買入価格のほかに米麦の販売に係る消費税相当額  
 5 ( )内は、35年を100とする指数である。

格 の 推 移

消費者米価 (精米10kg当たり、円)	転作等 目標面積	大麦(正味50kg当たり)	
		政府買入価格	政府売渡価格
850(100.0)		1,587(100.0)	1,443(100.0)
〈1.1〜〉 1,110(130.6)		1,982(124.9)	1,397(96.8)
1,510(177.6)	100千ha	2,507(158.0)	1,326(91.9)
〈9.1〜〉 2,495(293.5)	90	4,477(282.1)	1,986(137.6)
〈2.1〜〉 3,235(380.6)	535	8,083(509.3)	2,540(176.0)
〈2.25〜〉 3,764(442.8)	574	8,366(527.2)	2,912(201.8)
〈2.10〜〉 3,682(433.2)	770	6,885(433.8)	2,346(162.6)
〈4.1〜〉 3,741(440.1)			
	830	6,589(415.2)	2,227(154.3)
〈2.10〜〉 3,865(454.7)	830	6,540(412.1)	2,149(148.9)
〈2.10〜〉 3,850(452.9)	700	6,540(412.1)	2,149(148.9)
〈2.10〜〉 3,850(452.9)	673	6,540(412.1)	1,925(133.4)
〈2.10〜〉 3,850(452.9)			
〈2.10〜〉 3,850(452.9)	579	6,540(412.1)	1,819(126.1)
〈2.10〜〉 3,850(452.9)	660	6,540(412.1)	1,792(124.2)
—	670	6,540(412.1)	1,792(124.2)
—	671	6,478(408.2)	1,827(126.6)
—	960	6,431(405.2)	1,768(122.5)
—			
—	960	6,384(402.3)	1,680(116.4)
—	960	6,334(399.1)	”
—	968	6,240(393.2)	”
—	968	6,240(393.2)	”
—		6,138(386.8)	”
—		5,961(375.6)	1,675(116.1)

資料:「米価に関する資料」「麦価に関する資料」  
 5類1・2等平均包装込価格で消費税込みの価格であり、いずれも米価決定時の見込みである。  
 旧3等)、58年産から61年産までは1等、62年産からは銘柄区分Ⅱ・1等の包装代及び検査手数料相当額を含まない価格である。  
 1・2等平均包装込価格で消費税込みの価格であり、いずれも米価決定時の見込みである。なお、16年4月以降は入札を基本と  
 62年8月からは銘柄区分Ⅱ・1等の価格である。〈 〉内は売渡価格改定が実施された月日であり、〈 〉を附していない年は、

標準価格米の基準となる小売指導価格(62年12月改定において、61年産米のみを原料とするものについては、3,687円とした。)、  
 を附していない年は、4月1日時点の価格である。なお、8年度以降、標準価格米制度から、指定標準米制度に移行し、これまで

を別途支払う。元年4月1日以降の米麦の政府売渡価格及び消費者米価は消費税額分を含む。